

燃料費調整についての特別措置

(特約料金表)

2023年1月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この燃料費調整についての特別措置（特約料金表）（以下「この料金表」といいます。）は、電気供給条件（低圧）または電気供給条件（特別高圧・高圧）（2020年4月1日実施。以下「供給条件等」といいます。なお、供給条件等が変更となった場合には変更後の供給条件等によります。）にもとづき、低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2023年2月分の料金の算定期間の始期から2023年10月分の料金の算定期間の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、各契約種別の料金表（以下「料金表」といいます。）に定める料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、料金表に定める料金における燃料費調整は、料金表の燃料費調整によらず、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円以下の場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 その他

その他の事項については、供給条件等に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2023年1月1日から実施いたします。

別 表

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

+ ハに定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- ハに定める特別措置の燃料費調整単価

ハ 特別措置の燃料費調整単価

(イ) 低圧で電気の供給を受ける場合

a 定額制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年2月分から2023年9月分の料金に適用する場合	2023年10月分の料金に適用する場合
1契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

(a) 最低料金を設定している契約種別の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2023年2月分から2023年9月分の料金に適用する場合	2023年10月分の料金に適用する場合
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	105円00銭	52円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年2月分から2023年9月分の料金に適用する場合	2023年10月分の料金に適用する場合
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(㍑) 高圧で電気の供給を受ける場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年2月分から2023年9月分の料金に適用する場合	2023年10月分の料金に適用する場合
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2022年9月1日から2022年11月30日までの期間	2023年2月分の料金の算定期間
2022年10月1日から2022年12月31日までの期間	2023年3月分の料金の算定期間
2022年11月1日から2023年1月31日までの期間	2023年4月分の料金の算定期間
2022年12月1日から2023年2月28日までの期間	2023年5月分の料金の算定期間
2023年1月1日から2023年3月31日までの期間	2023年6月分の料金の算定期間
2023年2月1日から2023年4月30日までの期間	2023年7月分の料金の算定期間
2023年3月1日から2023年5月31日までの期間	2023年8月分の料金の算定期間
2023年4月1日から2023年6月30日までの期間	2023年9月分の料金の算定期間
2023年5月1日から2023年7月31日までの期間	2023年10月分の料金の算定期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。

ホ 燃料費調整額

(イ) 低圧で電気の供給を受ける場合

a 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

b 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 低圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	16 円 50 銭 0 厘
---------	---------------

(ロ) 従量制供給の場合

- a 最低料金を設定している契約種別の場合
基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロ ワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時 につき	16 銭 5 厘

- b a 以外の場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

- ロ 高圧で電気の供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	15 銭 8 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を供給条件等に定める方法でお客さまにお知らせいたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。

燃料費調整についての特別措置
(選 択 約 款)
〈 特 約 料 金 表 〉
2023 年 4 月 1 日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この燃料費調整についての特別措置（選択約款）〈特約料金表〉（以下「この料金表」といいます。）は、選択約款（2023年4月1日実施。なお、選択約款が変更となった場合には変更後の選択約款によります。）にもとづき、低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2023年5月分の料金の算定期間の始期から2023年10月分の料金の算定期間の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、選択約款に定める料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、料金表に定める料金における燃料費調整は、選択約款の燃料費調整によらず、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円以下の場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、別表（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 その他

その他の事項については、選択約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

2 燃料費調整単価の特別措置

2023年4月の検針日の前日までに使用される電気に適用する燃料費調整単価は、別表（燃料費調整）(1)ロにかかわらず、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円以下の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} = & (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)(2)の基準単価}}{1,000} \\ & + \text{別表(燃料費調整)(1)ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(2) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円以下の場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} = & (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)(2)の基準単価}}{1,000} \\ & - \text{別表(燃料費調整)(1)ハに定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- (3) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、40,700 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)(2)の基準単価}}{1,000}$$

－ 別表(燃料費調整)(1)ハに定める特別措置の燃料費調整単価

別 表

燃料費調整

- (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0140$

$\beta = 0.3483$

$\gamma = 0.7227$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

＋ ハに定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

－ ハに定める特別措置の燃料費調整単価

ハ 特別措置の燃料費調整単価

- (イ) 定額制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2023年5月分から2023年9月分の料金に適用する場合	2023年10月分の料金に適用する場合
1 契約につき	700 円 00 銭	350 円 00 銭

(ロ) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年5月分から2023年9月分の料金に適用する場合	2023年10月分の料金に適用する場合
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および特別措置の燃料費調整単価によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2022年11月1日から2023年1月31日までの期間	2023年4月分の料金の算定期間
2022年12月1日から2023年2月28日までの期間	2023年5月分の料金の算定期間
2023年1月1日から2023年3月31日までの期間	2023年6月分の料金の算定期間
2023年2月1日から2023年4月30日までの期間	2023年7月分の料金の算定期間
2023年3月1日から2023年5月31日までの期間	2023年8月分の料金の算定期間
2023年4月1日から2023年6月30日までの期間	2023年9月分の料金の算定期間
2023年5月1日から2023年7月31日までの期間	2023年10月分の料金の算定期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。

ホ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	16円50銭0厘
--------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を供給条件等に定める方法でお客さまにお知らせいたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。